

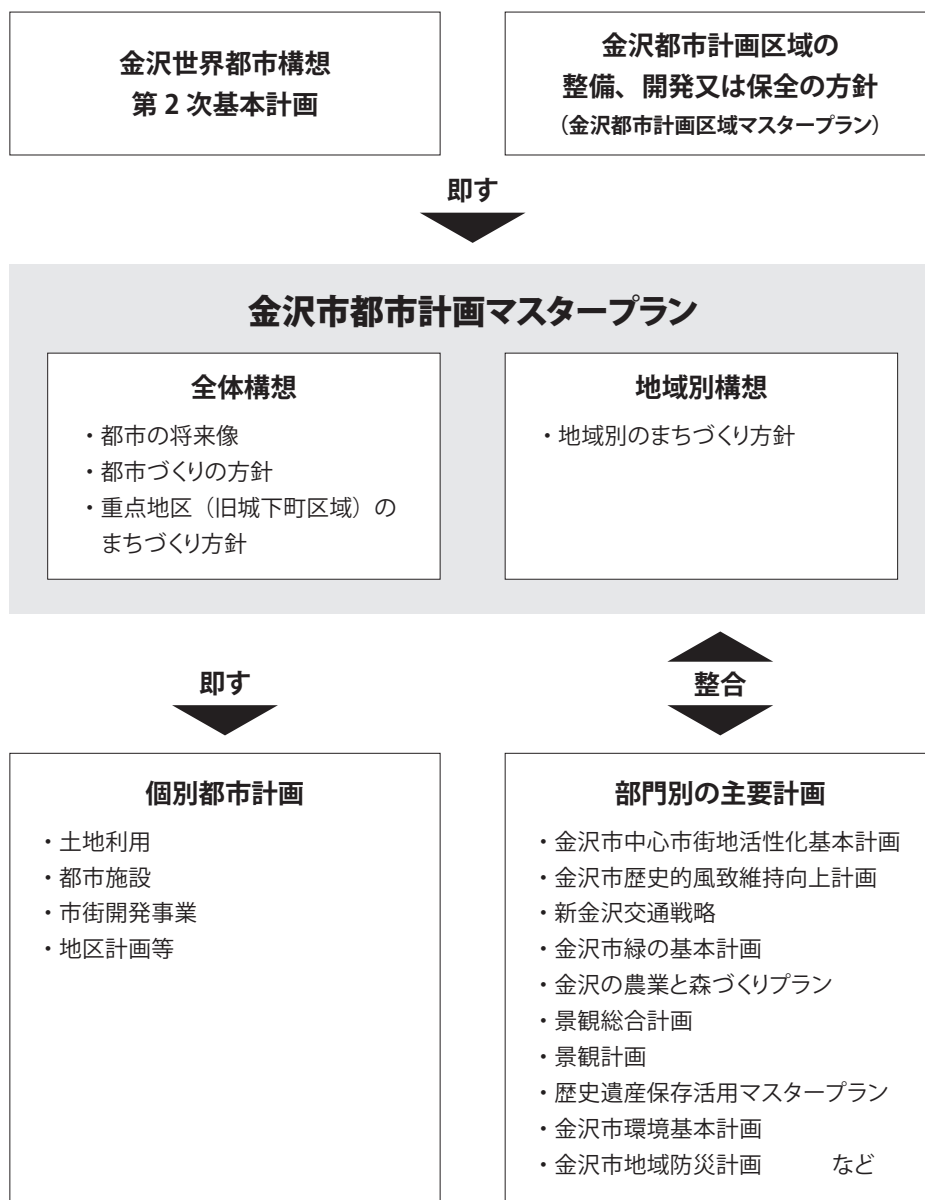
第6章 今後の展開とまちづくり

6-1 都市計画マスタープランの位置づけ

金沢市の都市計画マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」により、おおむね 20 年先の都市の将来像について目指すべき方向性を示すものとして位置づけます。

また、下図に示すように、上位・関連計画との整合や連携を図りながら、部門別や地区別の構想・計画において具体化を推進するなど、今後、各種計画と関連づけて展開させていくものです。

【都市計画マスタープランと各種計画の関連性】



6-2 都市計画マスタープラン 今後の展開

市民と行政の協働によるまちづくり

まちづくり情報の発信と啓発

金沢市の今後の都市づくりに対する考え方を市民、事業者、行政で共有するため、市ホームページや広報誌、パンフレットの配布などを通じて都市計画マスタープランの周知を行います。

また、市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるため、インターネットなどを活用したまちづくり情報の発信やまちづくりセミナー、出前講座の開催などによる啓発を推進します。

市民の積極的な参画の支援、推進

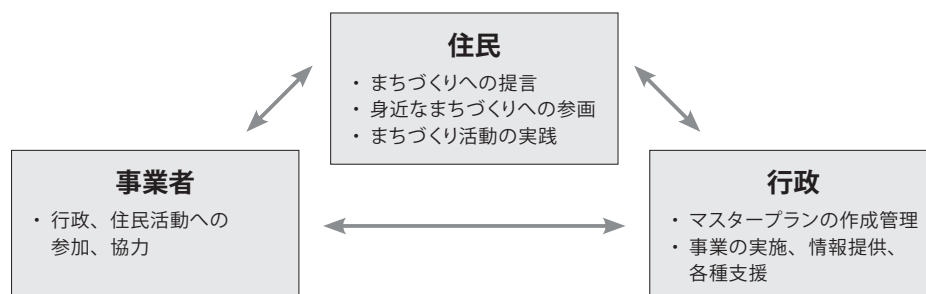
金沢市では、まちづくりへの市民参画を推進する仕組みとして、パブリックコメントや公聴会、金沢まちづくり市民研究機構の開設、アンケート調査、ワークショップなどを実施しているほか、都市計画提案制度の活用を図るなど、今後もこうした手法により、市民の積極的なまちづくりへの参画を促していきます。

また、金沢市では、個性豊かで住み良い金沢の都市環境を形成していくことを目指し「まちづくり条例（略称）」を制定してまちづくり協定の締結を支援、推進するほか、「緑のまちづくりの推進に関する条例」「歩けるまちづくりの推進に関する条例」「美しい景観のまちづくりに関する条例」などを活用することによって市民のまちづくり活動を支援します。

まちづくりを担う人材の育成

学校教育の場において、自分たちが住むまちの資源（ひと、もの、こと）の調査や探求などの活動を通じて、子どもたちのまちづくりに対する意識啓発を図ります。

また、団塊の世代など、新たな地域活動の担い手の参画を促進します。



【市民と行政の協働によるまちづくりの推進イメージ】

まちづくりの推進体制の充実

庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画、土木、環境、福祉等の各まちづくり分野との総合的・一体的なまちづくりを進めるための指針となるものです。このため、都市計画マスタープランと部門別計画、部門別事業間の調整を行い、整合を図りながらまちづくりを進めます。

関係機関や隣接市町との調整・協力体制づくり

国・県道の整備や海岸、港湾整備などについては、国、県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

また、公共交通の充実や自然環境の保全など、広域的に取り組むことが必要かつ効果的な施策については、隣接市町と行政界を超えた密接な連携を図り、一体的なまちづくりを進めます。

まちづくり団体等との連携

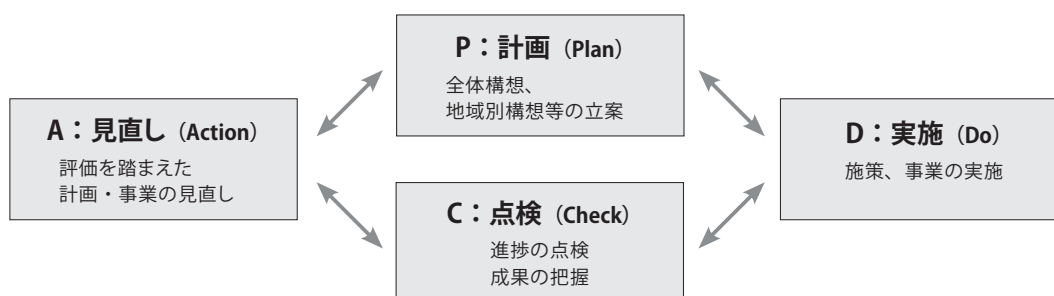
地域に根ざしたきめ細かなまちづくりや計画の実現を推進するため、NPOなどの市民団体、まちづくり活動支援団体、ボランティア団体、コミュニティ団体など、地域のまちづくり団体等と連携して施策の推進に努めます。

都市計画マスタープランの進行管理・見直し

このマスタープランは、おおむね 20 年後の平成 37 年を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。

こうした状況にあっては、計画事業の進行管理、成果の検証を行いつつ、都市計画基礎調査等を踏まえ、見直しが必要とされる時点で、上位計画との整合を図りながら、市民参加による計画の見直しを行います。

なお、進行管理・見直しにあたっては、P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（＝マネジメントサイクル）を導入し、計画の着実な実現を図ります。



【点検と見直しのしくみ（マネジメントサイクル）のイメージ】

効率的・効果的なまちづくりの推進

計画的な事業実施

限られた財政の中で事業を推進していくために、各事業について、既存ストックの活用や緊急性、投資効果、波及効果など、多様な観点から優先順位の検討を行い、効果的・効率的なまちづくりを推進します。

条例、諸制度の有効活用

個性豊かな都市景観の形成や斜面緑地の保全、良好なまちなみ形成など、金沢独自の地形、風土の骨格を活かした都市づくりを進めるためには、ハード整備や現行の法制度だけでは十分に対応しきれないため、景観条例や斜面緑地保全条例など、金沢市が定める各種条例や建築協定、緑地協定等の諸制度の有効活用を図ります。

また、歴史まちづくり法に基づく歴史都市第1号に金沢市が認定されたことを踏まえ、国の財政支援制度を活用しながら、文化財周辺の無電柱化や金沢城惣構の復元など、歴史資産を活かしたまちづくりを推進します。

地域管理（エリアマネジメント）の推進

地域における良好な環境や地域の価値の維持、向上のため、住民、事業者、地権者等が主体となり、開発当初からの維持、管理、運営までを考えたまちづくりを推進します。

民間活力の有効活用

PFI手法や指定管理者制度などの民間活力を積極的に導入することで、多様化する市民ニーズに対応したまちづくり事業を推進します。